

## 韓国知的財産ニュース 2013 年 9 月前期

(No. 254)

発行年月日：2013 年 10 月 10 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、9 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はございません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 外国語による特許出願も可能となる (9.3)
- 2-2 知的財産侵害、日中韓の 3 国が協力対応 (9.3)
- 2-3 中小企業の半導体設計財産輸出支援開始 (9.4)
- 2-4 国際特許情報博覧会 (PATINEX2013) が開催 (9.5)
- 2-5 韓国特許庁、開庁以来で最大規模となる組織再編を発表 (9.6)
- 2-6 未来部と特許庁 全方位的な協力に向け了解覚書を締結 (9.12)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスン電子・グーグル・モトローラが提訴され (9.11)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 急成長するモバゲー 商標権や特許など知財紛争も急増 (9.2)
- 4-2 企業のブランド・デザインの権利獲得が容易になる (9.10)
- 4-3 公共デザイン登録 自治体別に偏差大きく (9.10)

#### その他一般

- 5-1 民間知財価値評価の動き始まる (9.1)
- 5-2 化学業界 電子素材の割合を拡大中 (9.2)
- 5-3 リチウム 2 次電池の特許動向 (9.2)
- 5-4 廣開土研究所 NPE の DB・システムの認証 10 月からスタート (9.3)
- 5-5 グラフェンの商用化、オリジナル技術確保で早期実現 (9.3)
- 5-6 特許はアメリカに、商標は中国へ (9.12)

## 法律、制度関連

※今号はございません。

## 関係機関の動き

### 2-1 外国語による特許出願も可能となる

電子新聞(2013.9.3)

外国語による特許出願と実用新案の登録出願が可能となる。また、音楽や音楽映像物制作業及び配給業者の管理権限が市道知事から市長、郡首、区庁長に移譲される。

韓国政府は、3日、チョン・ホンウォン国務総理の主宰で第38回国務会議を開き、「特許法一部改正法律案」など、次官会の27件の懸案を議決した。これは、国会での成立を経て来年から再来年に施行される予定だ。

議決された法律案のなかで、「特許法改正案」は、出願日の先占のため、韓国語による出願だけが認められたが、これが外国語も可能となる。特許権行使のためには、出願日を早めに獲得することが重要だが、現在は、発明の内容を英語で作成した場合、それを韓国語に訳し直さなければならず、多くの時間がかかってしまう。

特許料の未納による消滅特許権の回復要件も緩和されたほか、要される費用も従来の3倍から2倍に削減した。特許出願とともに、実用新案の登録出願も外国語で可能となった。この改正案は、国会で成立すれば、公布日から1年後に発行される。

韓国特許庁の関係者は、「国会で成立するためには、様々な変数があって、施行は2015年を目途に考えている」と説明した。

文化부가設けた「音楽産業振興に関する法律改正案」も成立された。この改正案は、音楽・映像物制作及び配給業者の管理を市長と郡首、区庁長に委任した。国会で成立したら公布後6カ月後に発行される。来年の上半期に施行されると文化部は予想した。

そのほかにも、国土部が提案した「5年ごとに国家の基幹交通網計画」を再検討しなければならない「国家統合交通システム効率化法の改正案」もともに成立された。

<バン・ウンジュ記者>

### 2-2 知的財産侵害、日中韓の3国が協力対応

韓国特許庁(2013.9.3)

韓国特許庁 国際知識財産研修院は、中国の知識産権トレーニングセンター

(CIPTC1))及び独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT 0 2))と9月4日に、ソウル韓国知識財産センターにおいて「日・中・韓の知財権紛争事例及び保護政策」をタイトルに、「第2回日・中・韓の知財権共同セミナー」を開催することを明らかにした。

今回のセミナーは、最近の国際社会において韓国企業が競合企業及び輸出国に関する知財権の認識不足により受けなければならない知財権紛争が増加している。特に隣国の中国及び日本における企業間の特許紛争が頻繁に発生していることから、これらの国に対する知財権保護制度及び対応策を効果的に模索するために開催することとなった。

「日・中・韓の知財紛争事例」をタイトルに開催される今回のイベントは、中国特許庁の特許再審査委員会の Fan Xiaodong、日本特許弁護士の Shimako Kato、韓国知識財産保護協会のチュ・ヒョンジュンチーム長など3ヶ国の知財権保護分野の専門家が参加し、3ヶ国の知財権紛争の状況、訴訟手続き及び判決、主な侵害事例を発表する

今回のセミナーは、弁理士、研究所及び輸出企業など、国内関連業種の従事者をはじめ、韓国に進出した日本、中国企業も参加し、国家間において自由に質疑と討論を行う予定である。参加申し込みの対象は、知財権に関心のある企業や一般人などだれでも参加でき、国際知識財産研修院ホームページから申し込みを受け付ける。参加費用は無料であり、セミナーの資料は、現場で配布する予定である。

本イベントに先立ち、9月3日には日・中・韓の3ヶ国研修機関長会議を行い、e-ランニングの協力、講師の相互派遣、共同教育課程の開発など知財権教育分野の発展のための協力策に関する議論を行い、韓・中、韓・日の2ヶ国間の実務者レベル会議も同時進行する予定である。

特許庁 国際知識財産研修院の朴・ゴンス院長は、「今回のセミナー及び会議は、企業及び知財権関連の従事者が、3ヶ国の知財権保護の政策・手続き及び事例について現地の専門家から直接説明を聞くことができるよい機会であり、3ヶ国間の知財権協力関係を深める契機となる」ことを明らかにし、「今回のセミナーが企業の海外進出時に発生する知財権保護能力の強化にも大きく寄与するはずだ」と述べた。

一方、特許庁 国際知識財産研修院は、特許庁の審査官を含む公務員の知財権教育以外にも、企業、研究所、ロファムなどの民間部門の知財権従事者、開途国の知識財産関連公務員などを対象に知財権能力を強化するための多様な教育を実施している。

## 2-3 中小企業の半導体設計財産輸出支援開始

韓国特許庁(2013.9.4)

韓国特許庁は、国内中小企業の半導体設計財産の輸出拡大のために9月4日、中国上海において韓国半導体産業協会の主管による展示会を開催する。海外の有名半導体製造企業(ファウンドリー)と共同で開催する今回の展示会には、企業の技術力及び製品の市場性などの評価により選抜された4つの企業が参加する予定である。

半導体設計財産は、特定機能をもつようにつくられた半導体設計図で、情報通信技術

を他産業と機能的に融複合させるシステム半導体製造であり、無形の核心部品である。システム半導体産業が発展の軌道にのって半導体設計財産の需要も増加しているが、韓国はこれらほとんどを輸入に依存しているのが現状である。

また、半導体設計財産を製作販売する国内企業は、大半が中小企業であり、人材と経験不足などにより自社の半導体設計財産を海外へ販売することがこれまで困難であった。

今回の展示会に参加する 4 つの企業は、半導体設計財産を専門に供給する Chips & media、Siliconarts、Smart-Fi、Silicon ハンズなどの企業だ。特に、Chips & media 社は、今年の 6 月に市販し始めた次世代ビデオ標準技術を搭載した半導体設計財産を展示し、次世代映像処理分野においても海外主要市場を先導する計画である。新しいベンチャー企業である Siliconarts は、3 次元グラフィック処理において画面の各々点ごとに光の照明方式を適用した独特なアイデアを具現した半導体設計財産をお披露目する。

今回の展示会では、参加企業の製品に関する広報以外にも中国の半導体設計及び製造企業を対象に、韓国国内の半導体設計財産の販売相談も実施する予定である。

特許庁は、今回の海外マーケティング支援事業を通じて韓国国内の半導体設計財産企業が中国内の半導体製造企業と取引を活性化させ、韓国国内中小企業の低い認知度及び営業能力の不足を克服して海外マーケティング能力を蓄積できる契機の間となることと期待をかけている。

韓国政府は国政目標である「雇用中心の創造経済」実現のための核心国政課題として、知的財産権の事業化及び取引支援の強化を核心的に優先して推進している。

特許庁では、2012 年から実施している半導体設計財産振興事業を通じて優秀な半導体設計財産を発掘し、これを商用化レベルの検証支援を行い知的財産の創出・保護・活用体系の先進化を図っている。

グァク・ジュンヨン標準特許半導体財産チーム長は、「半導体設計財産市場の 90%以上は、中国など海外であるだけに、韓国国内企業の海外販路に関する期待値は持続的に高くなる見通しであり、特許庁は、韓国国内の優秀半導体設計財産の発掘及び商用化支援事業を行うとともに、輸出促進事業の支援対象企業と範囲を拡大する方針である」と述べた。

## 2-4 国際特許情報博覧会 (PATINEX2013) が開催

韓国特許庁 (2013. 9. 5)

最近、日中韓 FTA の議論が進められ、東アジアの経済統合への必要性が提起されているなか、東アジアの特許情報市場の最新動向と特許情報の活用戦略を紹介する国際イベントが開かれ、注目を集めている。

韓国特許庁は、9 月 5 日から 6 日の二日間、インペリアルパレスホテルにて「東アジア知財情報 (Tomorrow's IP: Insights into East Asian IP Information)」というテーマで「国際特許情報博覧会 (PATINEX 2013)」を開催すると発表した。

世界 GDP の 20.5%(名目、2011 年ベース)を占めるなど、経済的に重要なスタンスを確立しつつある東アジアは、最近、特許情報分野でも注目されている。WIPO によると、2011 年度における東アジア特許出願のシェア率は、全体特許出願の約 50%(214 万 106 万件)を占め、成長の可能性が高い市場として認識されている。

特に、6 月、韓国・中国・日本・アメリカ・ヨーロッパなどの先進 5 庁は、これまで審査協力の一環として交換していた各庁の特許情報を民間に拡大し普及することで合意したこの時点で、今回の PATINEX イベントが中国や日本などの特許 Z 方法市場の動向を把握し特許情報を活用した対応戦略を扱っており、何時にも増してその意味が大きいのといえる。

PATINEX2013 は、基調演説、専門家のテーマ発表、参加者とメーカーがノウハウを共有できるワークショップ、展示メーカーにマーケティングのチャンスを提供する展示ブースに構成されている。

今年は、中国と日本の特許庁から韓国の次長に当たるポストの楊鐵軍副局長と木原美武技官が両庁を代表し、中国と日本の特許政策及び特許情報活用戦略について基調演説を行う。

基調演説後には、Canon, IBM, Microsoft, Siemens などのグローバル企業の知的財産責任者が発表者として各企業の特許戦略を紹介する。そのほかに、特許情報を利用した訴訟や事業化など、様々なテーマについて分野別に国内外の専門家が講演を行う予定だ。

これとは別途に設けられた展示ブースでは、WIPS(韓国)、ANYFIVE(韓国)、インテレチュアル・ディスカバリー(韓国)、CPA Global(イギリス)、IPTizien(韓国)など、国内外から 19 の特許情報会社や機関が様々な特許情報を紹介し、参加者は直接体験することもできる。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「今回の PATINEX2013 は、最近ますます重要となっている東アジアの特許情報市場を把握する良い機会になるだろう。今回の行事を通じて韓国企業が中国や日本など、東アジアの特許情報を有効に利用できるノウハウを得られたらと期待している」とコメントした。

## 2-5 韓国特許庁、開庁以来で最大規模となる組織再編を発表

韓国特許庁(2013.9.6)

融合技術の特許出願に対する高品質の審査サービス基盤が構築され、知的財産の保護システムが強化される一方、国民の知的財産情報の利用がさらに拡大されるきっかけが設けられる。

韓国特許庁は、2013 年 9 月 9 日付で、特許審査の組織改編、知的財産の保護・活用関連の組織強化を主な内容とする大規模の組織改編を行う。

まず、韓国特許庁の主な機能とされる特許審査組織が融合技術環境に対応できる融合型審査組織に改編される。

現在の特許審査組織は、1977年の開庁とともに、伝統産業中心のサービス形態に応じて編成されたもので、1990年以降からの技術間、製品間、サービス間の融合の加速化など、技術トレンドの変化が反映できないまま維持され、効率的な審査が行われなかったほか、特許審査政策課など、政策部署が特定技術分野の審査局に所属され、審査部署間の共通した審査基準及び協業審査システムの構築などに困難があった。

こうした問題を見直すため、現在の産業技術を分析し、組織診断を通じて特許審査組織を全面改編する。

現在の伝統産業中心に編成されている機械金属建設審査局・化学生命工学審査局・電気電子審査局・情報通信審査局を各種の審査制度・政策、融合技術を担当する特許審査企画局と韓国の基盤産業、主力産業、成長産業の関連技術を分野別にグループ化して特許審査1局、特許審査2局、特許審査3局に編成し、専門審査官を再配置することで、審査の専門性を高めながら、審査部署別に産業界との連携を図る。

また、知的財産保護に対する執行力を強化し、企業の産業財産権における紛争対応力を高めるため、顧客協力局を産業財産保護協力局に改編する。

これまで、模倣品の使用、技術の漏えいなどの不正行為が社会的に蔓延し、外国企業の国内投資にマイナスの影響を与え、中小企業の成長においても阻害要因となっていた。

今回の組織改編では、産業財産調査課を設置、模倣品の取り締まりと啓発だけを担当させることで、他人の創意的な努力の尊重と正当な補償文化を構築させ、結局は、創造経済の下で国民の創意性が成長できる環境を整える基盤が設けられる。

また、産業財産保護支援課を設置し、産業財産権被害の実態調査、紛争マップの作成など、国内外の紛争関連情報を確保・構築して企業に普及する機能を担当する。これを通じて、企業が産業財産権関連の紛争が発生したとき、迅速かつ正確に対応できる能力を強化していけるようにサポートし、中小企業の知的財産の経営に大きく役立つとみられる。

また、情報企画局を情報顧客支援局に改編し、情報システムから受け付けられる出願・登録など、対国民サービスを強化するほか、政府3.0を主導的に推進する情報活用チームを設置し、知識財産情報に対する開放・共有・普及を拡大して国民の活用度を高め、中長期的に知的財産情報サービス業の活性化のための基盤が構築される。

韓国特許庁のイ・ジェウ企画調整官は、「今回の組織改編は、機構の増設なく、類似の機能を担当する部署間の統廃合を通じて国民が求める機能を中心に再編したことに大きな意味があり、組織改編によって融合技術の出願に対する高品質の審査基盤が構築され、知的財産を保護・活用する推進体制が先進化され、創造経済を早期に実現できるきっかけになると期待している」と説明した。

<特許と実用新案の審査局の改編方向>

技術分野を特定できる審査局の編制に韓国の階層産業構造(基盤産業、主力産業、成長

産業)及び産業間の融合・複合傾向を反映した審査局の編制に転換

審査局(改編前)	技術審査分野
機械金属建設審査局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 機械、金属、建設技術分野の審査</li> <li>* 一般機械、自動車、運搬機械、精密機械、金属、建設技術など</li> </ul>
化学生命工学審査局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 化学、生命工学、繊維、生活用品分野の審査</li> <li>* 生命工学、化学素材、環境エネルギー、薬品化学、繊維、食品生物など</li> </ul>
電気電子審査局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 審査政策の総括、電気、電子、半導体分野の審査</li> <li>* 特許審査政策、電気、電子、半導体、電子商取引など</li> </ul>
情報通信審査局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 通信、情報、コンピュータ、映像機器分野の審査</li> <li>* 通信、情報、映像機器、コンピュータ、ディスプレイ、デジタル放送など</li> </ul>



審査局(改編後)	技術審査分野
特許審査企画局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 審査政策の総括、技術の融合化が加速化している技術の審査</li> <li>* エネルギー技術、自動車融合技術、医療技術、計測・分析など</li> </ul>
特許審査1局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 部品・素材・材料、SoC、または伝統産業と関連した技術の審査</li> <li>* 精密化学、電力の送電・配電、国土環境、農林水産食品など</li> </ul>
特許審査2局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 韓国の主力産業と関連した技術の審査</li> <li>* 自動車、石油化学、半導体、精密部品など</li> </ul>
特許審査3局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 成長している産業や有望な未来産業と関連した技術の審査</li> <li>* 移動通信、次世代輸送、バイオ、ロボット自動車など</li> </ul>

2-6 未来部と特許庁 全方位的な協力に向け了解覚書を締結

韓国特許庁(2013.9.12)

未来創造科学部(以下、未来部)と韓国特許庁は、創意的なアイデアが知的財産、創業及び事業課題に効果的に連携できるための6大協力課大を選定し、その遂行に向け積極的に協力していくという了解覚書を締結したと9月11日に発表した。

韓国知識財産センターにて開催されたこの日の締結式でチェ・ムンギ長官とキム・ヨンミン庁長は、創意財団、発明振興会などの所属機関の関係者が参加した中、協力課題と今後の実行案などについて議論した。

その後、8月23日に開設された発明振興会の「無限の想像室」を訪問し、アイデアの開発と創業の授業を受けている大学生を励まし、現場の意見を聞いた。

今回の協力課題が実行されれば、日常生活や創業過程で得られた創意的なアイデアや独特な技術を保有した国民は、誰でも便利かつ簡単に知的財産権を受けられる権利が与えられる。

たとえば、国民が未来部に事業化のアイデアを提案すれば、韓国特許庁が「知識財産基盤の国民幸せ技術」事業と連携して優秀なアイデアを具現化し知的財産の獲得まで支援することになる。

一方、国民個々人のアイデアが流出、盗用されないよう、アイデアの保護に向けても両機関は、積極的に連携していく方針だ。

また、国の研究開発事業の過程で作られられた特許の質を向上させるため、両機関は、研究開発で得られた特許の成果を効率的に評価・管理・活用できる統合的なインフラを設ける。

これに加え、韓国特許庁は、オリジナル・コア・標準特許を創出するための統合情報システムを構築し、未来部は、研究開発の企画段階から評価の段階まで、これを積極的に利用する計画だ。

両機関の関係者は、「今回の教務協約を契機に、知的財産に基づいた創造経済の実現という共同の目標を達成するための課題を持続的に選定し、推進していく計画だ」と強調し、両機関の協力は、創造経済を早期に実現するための礎になると述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 サムスン電子・グーグル・モトローラが提訴され

電子新聞(2013.9.11)

アメリカのグラフィックソフトウェアメーカーの「マイクログラフィックス(Microgafx)」がサムスン電子をはじめ、グーグル、グーグルの子会社であるモトローラモビリティを特許侵害の疑いで提訴した。



現地時間の 11 日、ドイツの特許専門ブログ **Foss Patents** 及びアメリカの IT 専門メディア **PC ワールド** などによると、マイクログラフィックスは、9 日、アメリカのテキサス州北部地裁に特許侵害でこの 3 社を提訴したという。

マイクログラフィックスが訴訟を提起した対象は、グーグルマップとクロームブラウザを搭載したモバイル形態とタブレット PC、ノートブックなどだ。訴訟の対象として、マイクログラフィックスが登録したベクターグラフィック関連特許 2 件と、グラフィックイメージをつくる方法とシステムに関する特許 1 件を侵害したという主張だ。

マイクログラフィックスは、これら特許を侵害したサムスン電子の製品として「ギャラクシー S4」、「ギャラクシー Tab」、「ギャラクシー NOTE」、「クロームブック」などをあげた。グーグルとモトローラに対しては、グーグルマップ、クロームのブラウザ及びネクサスなど、各種のデバイスを対象とした。

マイクログラフィックスは、2001 年にコーレル(Corel)に買収され、マイクログラフィックスのデザイナーなど、代表的なソフトウェアは、コーレルの製品ラインに含まれ販売されている。

<ユ・グンイル記者>

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 急成長するモバゲー 商標権や特許など知財紛争も急増

電子新聞(2013.9.2)

スマートフォンの普及にともない、モバイルゲーム産業が急成長ぶりを示し、知的財産関連の紛争事例も急増している。ゲームの人気を象徴する商標権から、技術要素を扱う特許権まで、様々な産業財産権紛争が起きている。

2 日、韓国で人気を集めているモバイルゲーム「アニパン」の制作会社「サンデートーズ」と商標権紛争中のアニメーション制作・書籍出版社「グッドエンジョイ」が最近、他のコンテンツ・出版会社にアニパン (Ani-Pang、商標・サービス登録票登録第 9811 号) に対する通常実施権を付与したことが確認された。

特許審判院がグッドエンジョイの商標権を認めた時点の前後に、インターネットの漫画・小説サービス会社「ミスターブルー」とコンテンツ制作・販売会社「キャンプエム」にライセンス契約を通じてロイヤルティを受け取ると契約したのだ。通常実施権は、特許の権利を前に出してそれを貸出したり、販売できる使用権利を意味する。知財業界の関係者は、「グッドエンジョイの通常実施権設定が特許法院の判決に影響を与えかねない。サンデートーズには圧迫となる部分なのでは」と説明した。

アニパンとユアンドアイなどが知財紛争に巻き込まれたのは、モバイルゲーム産業の成長による当然の結果だというのが専門家の味方だ。韓国コンテンツ振興院が発表した

資料によると、2011年のモバイルゲーム市場の規模は、4236億ウォンだ。今年9180億ウォン、来年は1兆2580億ウォンにまで成長すると見込まれている。ある弁理士によると、「産業が成長すると、関連メーカーが特許権などをきちんと保護され、市場で影響力を及ぼせる知財戦略を確立するようになる」という。

海外のモバイルゲーム市場も「知財紛争の安全地帯」ではない。モバイルゲームメーカー「ゲームビル」は、2006年、アメリカに法人を設立し売り上げを拡大していたが、4月に特許訴訟を提起された。アメリカの特許管理会社「ロードシス」がゲーム決済システム関連の特許を侵害したとして提訴したのだ。

廣開土研究所のカン・ミンス代表弁理士は、「ロードシスがアップルとアップルストアのゲーム決済システム課何連のライセンスを締結したが、コンテンツの供給メーカーも含まれるのか、契約関係があいまいだ。ゲームビルだけでなく、ほかのモバイルゲーム高級メーカーまで被害が拡大する可能性もある」と説明した。

専門家は、技術と商標などを潜航調査し侵害要素を事前に回避すべきだとアドバイスする。ある弁理士は、「モバイルゲーム関連メーカーは、スタートアップ・ベンチャなどが多く、知財管理に手を抜きがちだ。安定的なサービス供給のためには、知財回策を徹底にしなければならない」とコメントした。

<クオン・ドンジュン記者>

## 4-2 企業のブランド・デザインの権利獲得が容易になる

韓国特許庁(2013.9.10)

韓国特許庁は、6月25日に発表された「知識財産基盤の創造経済実現戦略」のフォローアップとして「商標・デザイン審査品質の向上推進戦略」を発表した。

第1に、企業のマーケティング活動を積極的に支援するため、企業が実際に使用しているか、使用を要望する商標が権利として積極的に保護されるよう、ポジティブ審査を行うこととする。

「K2」や「NH」、「LOCK&LOCK」、「エニーコール(Anycall)」などの良い商標は、簡単でありながら、ある程度商品の特徴を表す表現が多いが、これまで、韓国は、外国に比べ簡単であるか、性質表示的な商標は、厳しく審査し、企業が使用を求める良い商標を拒絶するケースが多かった。

これからは、競合者間の公正な競争を妨げない商標は、直接的な性質表示と見なさず、積極的に登録し、特に、企業が実際に使用している商標は、簡単で性質表示的な商標であっても使用による識別性の要件を緩和し積極的に登録して、企業のブランド管理活動を積極的に支援していく構えである。

第2に、創意的なブランド及びデザイン開発を通じた企業の競争力強化に向け、模倣出願を防止し、創作性の審査を強化していくことにした。

会社が開発中にあるブランドを従業員が先に商標出願する場合など、信義則に違反した出願に対しては、拒絶できる根拠規定を設けて企業のブランド管理を支援する一方、「ポロロ」など有名キャラクターを模倣したデザインや、他人の独創的な商標、芸能人や番組の名称を模倣した商標は、正当な権利者の情報提供や異議申立てがなくても審査官が直権で調査し拒絶することとなる。

特に、商標ブローカなどが使用しない権利を乱用して零細商人に対し損害賠償や使用料を要求する事例が多く発生しているが、実際に使用しない商標では、損害賠償が要求できないよう、法の見直しを推進する。

第3に、出願人の利便性向上に向け、商標/デザイン制度の見直しを積極的に推進する。

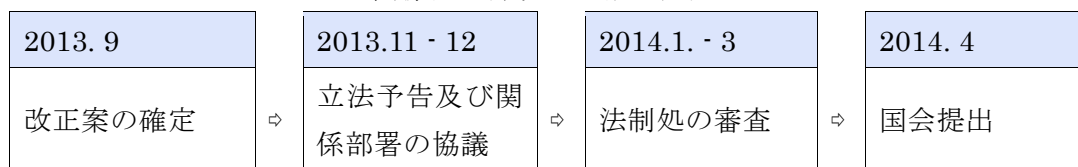
現在、先登録商標と類似した商標は、すべて登録を拒絶しているが、企業の自由な意思を尊重する商標共存同意制度を導入し、商標が類似していても、実質的な競合関係がなく、先登録権者が共存同意をすれば、登録が可能になるよう制度の見直しを推進する一方、商標の見本やデザインの図面など、書類の作成が間違っている場合、出願人の補正が簡単にできるよう補正範囲を拡大する。また、商標の名称や商品類などにおける明確な誤記は、審査官が直権で修正することにより、出願人の手間を省き、デザイン登録が拒絶された場合にも、図面だけでなく、物品の名称などの出願書記載事項の補正で解消できる場合には、審判請求を行わず、再審査請求で迅速に登録が受けられるよう制度を見直していく。

\*再審査請求時、登録に2月がかかるが、拒絶不服審判請求時には8月がかかる。

最後に、商標/デザインの審査品質を高めるため、審査基準と法令を全面的に見直し、企業のマーケティング活動の支援と権利の保護に向け世界で最も速い審査処理期間を達成するため2017年をめどに取り組んでいく考えである。

今年5月、23年ぶりにデザイン保護法が全部改正され、来年7月1日から施行する予定であるが、商標法も今年に全部改正を推進中にあり、商標・デザイン審査処理期間を2017年まで、商標は3月、デザインは5月以内に短縮する計画である。

### <商標法全部改正の推進計画>



### <中長期の審査処理期間短縮計画>

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
商標	8.9月	7.9月	6.5月	5.0月	4.0月	3.0月

デザイン	8.8月	7.6月	6.5月	5.0月	5.0月	5.0月
------	------	------	------	------	------	------

さらに、創業希望者や自営業者・小商工人の知財権に対する認識を高めるため、独創的なブランド/デザインの開発及び管理を通じたマーケティング成功例を紹介するための地域巡回説明会を開催する計画である。

#### 4-3 公共デザイン登録 自治体別に偏差大きく

韓国特許庁(2013. 9. 10)

2000年代の公共デザインがブームとなり、全国の各地方自治団体は、オリジナルのフォントやベンチ、街路灯などのデザインを開発したが、その登録管理にはばらつきがあることが明らかになった。忠清北道、全羅北道、蔚山広域市はデザイン登録率が高く、ソウル特別市や京畿道は、デザイン出願は多いが登録率は低く、釜山・大邱・大田広域市は、出願そのものが低い水準にとどまっている。

韓国特許庁が行った2009年から2011年までの3年間における広域自治団体及び市・郡・区の基礎自治団体による公共デザイン出願・登録件数調査によると、忠清北道が59件を出願して57件を登録、全羅北道が22件を出願して21件登録、蔚山広域市が17件出願して17件登録し、3自治体ともに95%以上の登録率となった。

一方、ソウル特別市と各自治区の場合、計134件を出願したが、このうち30件が登録されて登録率は22%にとどまった。京畿道とその基礎自治団体の場合には、計2000件を出願し、137件が登録されて登録率は68.5%にとどまった。釜山・大邱・大田広域市は、ともにデザイン出願がわずか4件だった。

このように、各自治団体別の出願件数及び登録率に偏差が大きい理由は、デザイン登録に対する理解の不足で出願の時期を逃したり、審査過程において対応が不十分だったりすることが要因としてあげられており、一部では、代理人を選任しないで自治体の担当者が直接出願手続きを行ったところもあることが把握された。

具体的には、ある自治体では、2008年、ゴミ箱、ベンチ、街路灯、マンホールのふた、街頭販売店などの様々な公共施設物を開発し、「公共デザイン施設物の標準型デザインマニュアル」という本とインターネットに公開し、一部では、報道資料に写真を掲載して配布した後の2010年になって特許庁にデザイン登録出願したため、十数件が新規制違反で拒絶された。また、他の自治体は、デザインを出願した後、出願料を適宜に納付せず、17件が無効になってしまった。

公共デザインの大半は、著作権の保護対象ではないため、特許庁に登録しないと知財権として保護されたいため、デザイン登録段階では、法で定められた期限と手続きを必ず遵守し、専門家と相談する必要がある。

複合デザイン審査チームのソン・ビョンジュチーム長は、「デザイン登録出願に関する出願・審査の過程では、大半の場合、補正手続きを必要とするが、この場合には、産業

財産権全体に詳しい専門家と相談をするか、自治体の法務担当者を介するのが望ましい」と説明し、審査処理期間の短縮については、「優先審査請求制度を積極的に活用してほしい」と制度の利用を呼び掛けた。

## その他一般

### 5-1 民間知財価値評価の動きが始まる

電子新聞(2013.9.1)

民間の主導で知的財産金融の活性化に向けた特許技術価値評価のシステムを現場に適用する動きが始まった。国家知識財産委員会など、政府主導により知財価値評価のシステムが確立されているなか、現場のニーズに応じた知財価値評価策が注目を集めている。

1日の業界によると、大館弁理士会・韓国知識財産サービス協会・ベンチャーキャピタル(VC)など、民間の業界で知財の価値評価を通じた民間中心の知財金融活性化を試みていることが分かった。

大韓弁理士会は、中小企業ベンチャー企業技術事業化に向け、東洋インベストメントと手を組んだ。弁理士会は、先月30日、ソウルで「技術価値評価及び優秀技術を事業化した企業に対する投資」の了解覚書式を行った。

弁理士会は昨年11月、専門家団体の中では初めて、独自の「特許技術価値評価鑑定モデル」を開発し運営している。今回の了解覚書により、弁理士会は、優秀技術を保有している企業の推薦と投資に向けた技術価値評価を進める。投資企業の特許ポートフォリオ戦略の確立など技術事業化全体に向けたコンサルタントを行う。東洋インベストメントは、弁理士会の技術価値評価に基づいて優秀技術を保有した中小企業に投資し、技術事業化の支援に乗り出す。

大韓弁理士会のユン・ドンリョル会長は、「政府主導の技術事業化市場で民間レベルの専門機関が力を合わせたということで、非常に意義深いことだ」とコメントし、「今回の締結をきっかけに、国内外の様々な投資会社と協力関係を形成し、設立の最終段階にある「知識財産評価院(大館弁理士会附設)」などで、さらに専門化された技術価値評価が行われるよう努力していきたい」と力を込めた。

価値評価の方法論と市場の適用案に関する議論もホットな 이슈だ。知識財産サービス協会を中心として構成された「知財サービス R&D 政策提案機構」を運営中だ。知財サービス業界に軸足を置いて現場のニーズに基づいた知財・技術価値評価の活用と市場の拡大に向けた方策を策定・提案する。△価値を見る様々な見方、△文化コンテンツの価値、△集団知性を活用した価値評価、△創造経済と知財価値評価、△価値評価市場の拡大条件などをテーマに、産業現場に密接した知財価値評価の活用化策を議論する。

P&IVY・ウィップス、テックラン・チサン・イディリサーチなどの知財サービス会社と  
ヨンセ大学・ククミン大学・ハンシン大学・ホソ大学など学科の専門家が参加している。  
政策提案機構で議論された懸案は、韓国産業技術振興院(KIAT)などを通じて政府の政策  
提案活動に反映される。

<クオン・ドンジュン記者>

## 5-2 化学業界 電子素材の割合を拡大中

デジタルタイムズ(2013.9.2)

韓国の主な化学メーカーが新成長エンジンとして電子素材事業の割合を拡大している。  
最終商品中心の製造業が成熟段階に至り、その基盤となる素材産業の競争力が重要に  
なっている模様だ。素材産業は、家電などの B2C 製造業に比べ、大規模の投資をとまな  
うなど、市場参入は難しいが、いったん技術力を確保しておけば、特許使用料などの長  
期的な収益基盤の確保手段となる。

そのため、グループレベルで化学系列会社の地位が一層高まっている雰囲気だ。

1日、関連業界によると、主な化学メーカーは、最近の景気低迷にもかかわらず、電  
子素材の部門で良い成績をあげ、実績は回復基調を示している。

LG化学は、3D FPR(Film Patterned Retarder)、ITO フィルムなど高付加価値の製  
品販売を拡大し全体の営業利益における 23.7%を情報電子素材部門であげた。

売上高は、全体の 10.4%にすぎないが、収益性では、他の事業部門より高くなって  
いる。

LG化学は、2010年、世界で初めて開発に成功し、現在 85%以上のシェアを占め、  
グローバル独寡占体制を固めた 3D FPR フィルムとともに、これまでは日本企業が首位  
を堅持してきた LCD ガラス基板、ITO フィルムなどの開発・量産に成功し、毎年、売  
上における割合と営業利益を高めている。

第一毛織もサムスングループが電子素材産業の育成に本腰を入れるにつれ、グループ  
の未来を準備するコア系列社として地位が高まっている。

2004年までは、全体の 6.4%(1592億ウォン)にすぎなかった電子材料部門の売上高  
は、2005年 8.3%に続き、2006年 10%を超え著しい成長を続けている。

第2四半期では、全体の営業利益の 3分の2を電子材料部門で収めた。

OLED(有機発光ダイオード)、電子輸送層(ETL・Electron Transport Layer)などの  
半導体・ディスプレイ素材が後押しした。さらに、サムスン電子とともにドイツの OLED  
オリジナル技術を保有している Novalled 社を買収して経営権を獲得するなど、一層の競  
争力強化を図っている。最近、グループレベルで電子素材研究所が本格スタートし、グ  
ループにおける第一毛織の役割はさらに拡大すると考えられる。

SKグループの主力企業とされる SK イノベーションは、FPCB(軟性回路基板)のコア  
素材とされる FCCL(軟性銅箔基板)の増設に入り、電気自動車向け 2次電池のバッテリー

一事業のためグローバル自動車部品メーカーコンティネンタル社と合弁会社を設立するなど、新成長エンジンという意味で電子素材事業の育成に本腰を入れている。

ハンファグループのハンファ L&C もかつての主力商品だった建設資材の割合を減らし、最近ではタッチスクリーンパネル(TSP)コア素材の一つである ITO(酸化インジウム)フィルムの量産を始めるなど、電子素材の売り上げの割合を 60%以上に増やしている。

<パク・ジョンイル記者>

## 5-3 リチウム 2 次電池の特許動向

韓国特許庁(2013. 9. 2)

1991 年初めて市場にリチウム 2 次電池が登場した以来、携帯用の電子機器(IT)の移動向け電源として毎年 10%以上の成長率を維持し、xEV として表現される次世代電気自動車(HEV, PHEV, EV)及び知能型電力網などに利用される電力貯蔵装置(ESS, Energy Storage System)産業の活性化に貢献すると期待されているなか、リチウム 2 次電池は、こうした次世代技術を実現するためのコア部品として市場が拡大されつつある。

リチウム 2 次電池技術は、陽極(cathode)、負極(anode)、電解質(electrolyte)、セパレーターで構成される 4 大コア素材と、電池を構成するための部品及び電池管理システム(BMS, Battery Management System)の技術で区分される。

韓国特許庁の資料によると、この 10 年間国内におけるリチウム 2 次電池関連の出願件数は、6318 件と、国内出願人による出願が 4400 件で 69.6%を占め、残りの 1918 件(30.4%)は海外の出願人の出願件となり、年平均 10.2%の増加率で出願がなされている。

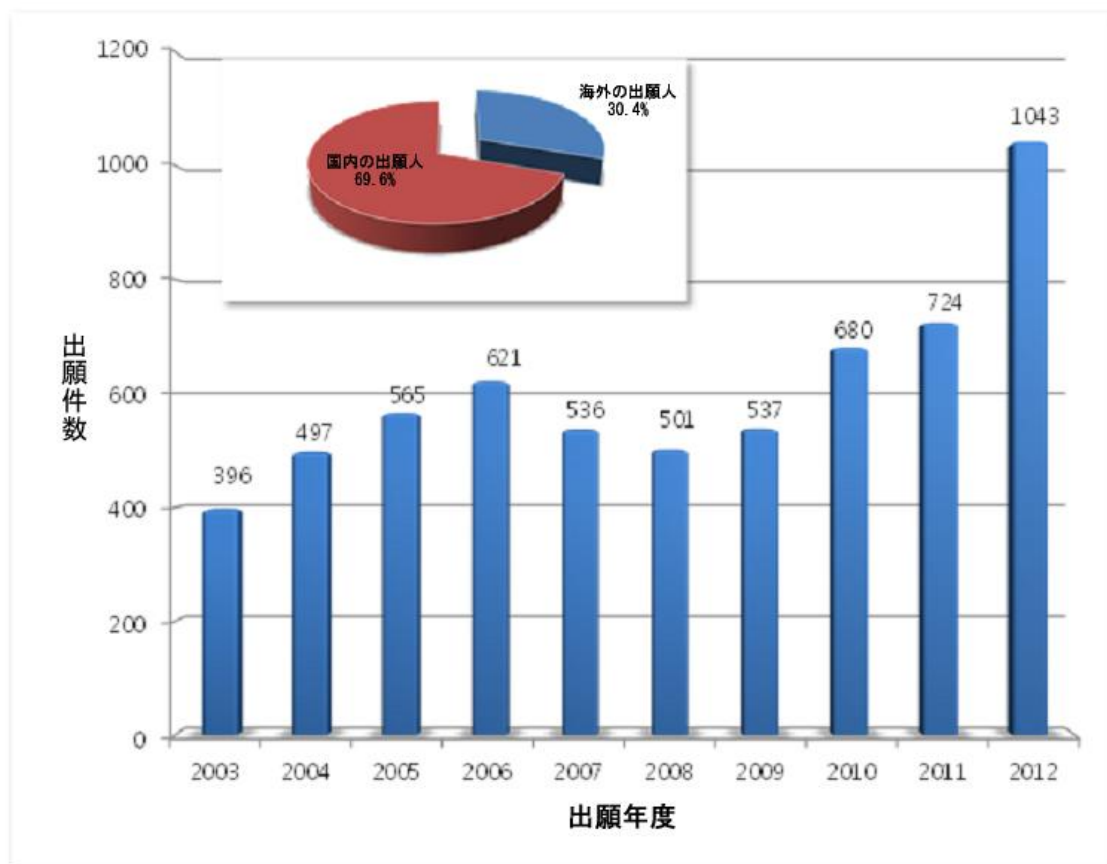
細部的には、コストの多くを占める陽極関連技術が 2131 件で 33.9%とシェア率が最も高く、負極は 19.1%、電解質 14.2%、セパレーター 12.3%で、電池製造技術も 14.8%を占めている。

多出願企業は、LG 化学とサムスン SDI が 45%以上を占めており、その次はパナソニック/三洋(合併)、ソニー、豊田の順と調査された。リチウム 2 次電池のコア素材を生産する韓国の中小企業(韓国電子産業協会、加盟社は 23 社)が 3.0%のシェア(1 社当たり 1 年間 0.7 件出願)を占め、特に韓国の中小企業の競争力が脆弱であることがうかがえた。

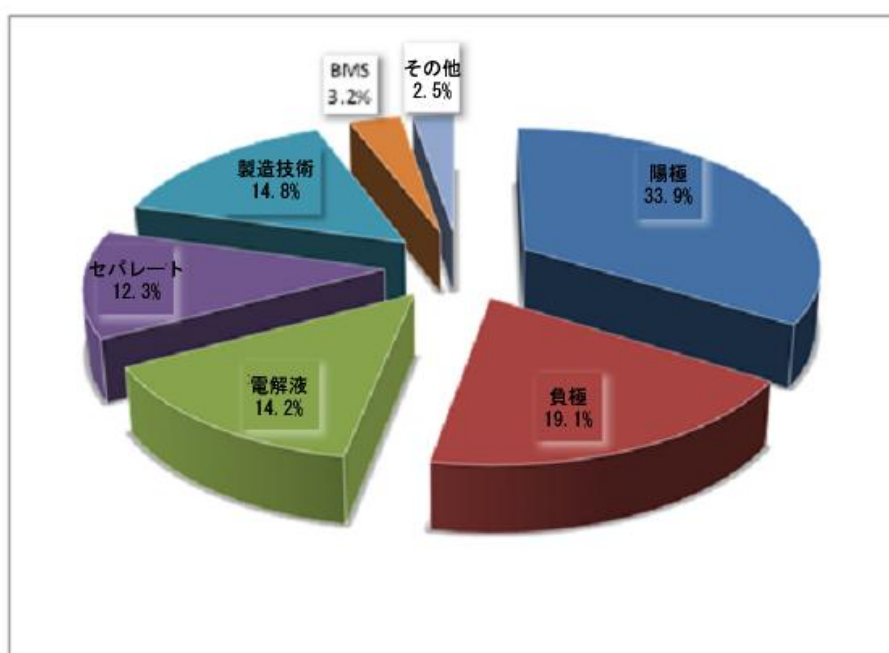
これまでの韓国のリチウム 2 次電池産業は、先行する日本を追い抜くため努力し、日本企業の市場支配力を弱めてきたが、今後は、豊富な廉価の原材料をもとに、著しく成長している中国企業との競争が深刻になると見込まれている。

中小の素材企業の技術水準が向上されると最終製品の競争力も高められるだけに、特に中小の素材企業に向けた研究開発支援について政府や大企業の関心と投資が求められる。

<この 10 年間におけるリチウム 2 次電池の特許出願動向(2003~2012)>

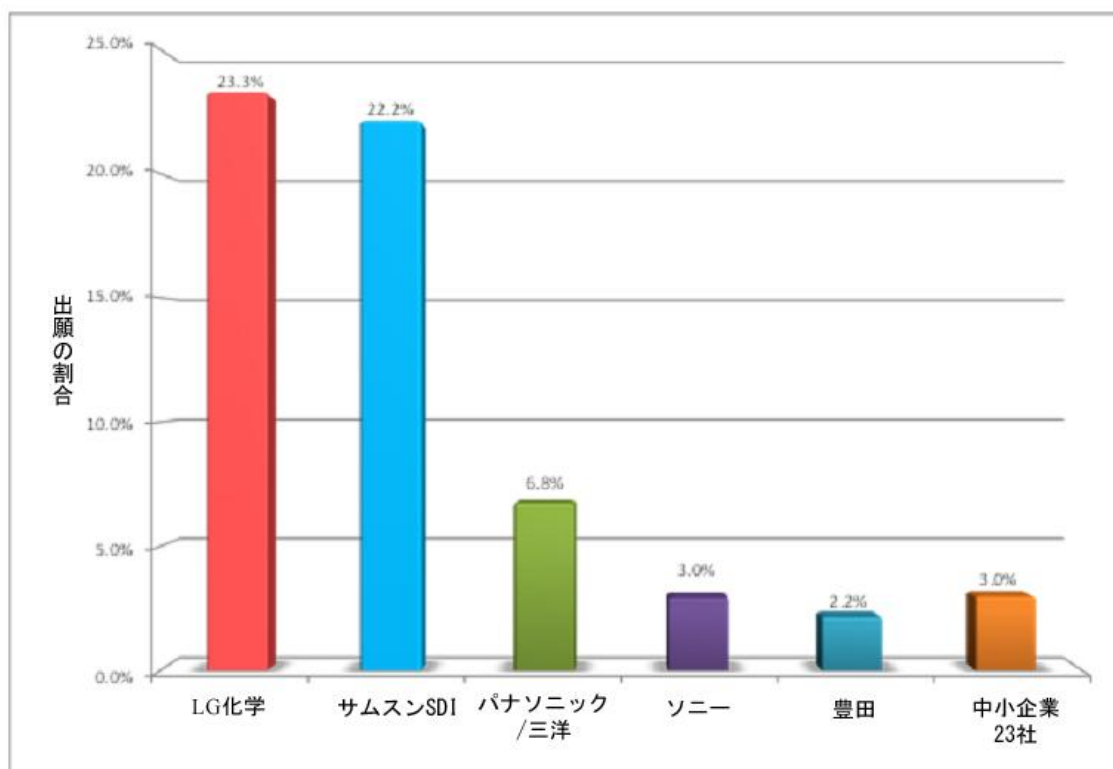


<主な技術別の出願割合>



<出願順にトップ5と中小メーカー(23社)の出願率>





## 5-4 廣開土研究所 NPE の DB・システムの認証 10 月からスタート

電子新聞(2013.9.3)

NPE の関連データや訴訟情報が一目で把握できるサービスが開始される。廣開土研究所は、「先月 20 日、韓国データベース振興院が実施した検証において NPE のデータベース(DB)の整合率 99.9%を記録しゴールドクラス(GOLD CLASS)ランクの認証を受けた」と説明し、「10 月をめどに正式スタートを準備している」と 3 日に発表した。この DB システムにおけるエラー率は、全体約 28 億件のなかで 0.1%にすぎない。

現在、特許管理会社(NPE)の情報は、アメリカの Patent Freedom が独占供給している。しかし、情報利用料が高く、企業や機関が利用するには問題があった。ここで、廣開土研究所の「NPE の情報 DB・システム」が中小企業庁による中小企業サービス研究開発事業に選定され、開発費用の一部を支援され誕生した。

DB システムは、英語で構築され、国内だけでなく、海外のユーザーも利用できる。NPE の情報をグローバルに拡大できると評価されている。

廣開土研究所によると、アメリカにおける特許訴訟で NPE が絡んでいるのは、昨年ベースで 60%にのぼっている。2000 年代初までは、全体の 10%を下回っていたのが 2011 年には 40%に急増した。韓国の大手企業だけでなく、中小企業にまで被害が拡大している。カン・ミンス代表弁理士は、「パテントトロールについて正確かつ深みのある情報を提供できるという意味で、非常に意義深いことだ。輸出企業の特許紛争可能性を事前に

把握し、特許リスクの効果的な管理に役立つだろう」と説明した。

「NPE の情報 DB・システム」には、約 2000 社の NPE の情報が載せられている。廣開土研究所は、隠れている NPE を掘り出すため、NPE 可能性の数値化モデルもともに開発した。発見された NPE は、多数企業を対象に訴訟を提起するか、多量の特許を買い集める「活動(Active)NPE」と、最近急速に活動幅を利かせている「成長(Rising)NPE」、リスクの可能性がある「潜在(Latent) NPE」に分類した。

NPE 別に保有している高リスク特許ポートフォリオと、技術分野、訴訟の当事者、特許買収先など、特許取引のネットワークだけでなく、特許ポートフォリオに脆弱な企業群情報を載せた。

<クォン・ドンジュン記者>

## 5-5 グラフェンの商用化、オリジナル技術確保で早期実現

韓国特許庁(2013.9.3)

世界的に注目されているグラフェンは、薄いのに高強度で、熱伝導性が高く、電子の流れの速い透明物質で、次世代半導体と曲がる透明ディスプレイ産業の成長をけん引する新素材として認められている。

これまで積極的に研究が行われてきた炭素ナノチューブ素材は、加工が難しく商用化に失敗したが、グラフェンは、生産プロセスが単純で、事業化の可能性が高く、世界的にグラフェンのオリジナル技術確保を通じた市場の先取り合戦が激しさを増している。

最近、韓国の研究陣がグラフェンの商用化の早期実現につながるグラフェン半導体のオリジナル技術を世界で初めて開発確保した。これは、グラフェンだけで構成された素子の組合せ組み合わせで、従来のシリコンを利用した半導体より 100 倍速く、パソコンの起動スピードとフレキシブル透明ディスプレイの実用化に不可欠なコア技術だ。

また、グラフェン素材の国産化に向けた黒煙精製技術、グラフェン- は、ナノワイヤーの複合体で製造された透明電極製造技術、グラフェンを利用した透明ディスプレイの量産技術など開発に成功し、輸入代替効果とフレキシブル電子産業の商用化に莫大な波及効果をもたらしている。

韓国特許庁によると、2005 年から 2013 年 6 月まで韓国に出願されたグラフェン関連特許は、計 2921 件となっている。

出願動向を年度別に分析すると、グラフェンの分離に初めて成功した 2004 年以降、2005 年 3 件、2006 年 7 件にすぎなかったのが 2008 年には 56 件と徐々に増加し、2009 年からは 204 件と爆発的に増加し、2001 年 423 件、2011 年 731 件まで 2 倍に増加し、2012 年には 954 件になり、2009 年度に比べて約 5 倍の増加率を示した。

国内人に対する外国人の出願割合は、2007 年から国内人が 70%以上を占め、2013 年には 97%に達した。

詳しくは、サムスン電子(224 件、7.7%)とサムスンの系列会社(225 件 7.7%)の出願件

数が最も多く、その次に LG 系列社が 180 件で 6.2%、ソングンクァン大学(147 件、5%)の順となっており、外国人は、日本の SEL(11 件、0.4%)が最多出願をしている。

イギリスの BBC 放送局が報じたグラフェン関連の世界の特許動向分析によると、企業では、2 位の IBM(134 件)の 3 倍を超える水準でサムスン電子が 1 位(407 件)を獲得しており、研究機関ではソングンクァン大学が 134 件で 1 位となり、国内と同様にサムスン電子とソングンクァン大学がグラフェン関連の研究開発及び特許ポートフォリオ面で世界最高水準にあることが明らかになった。

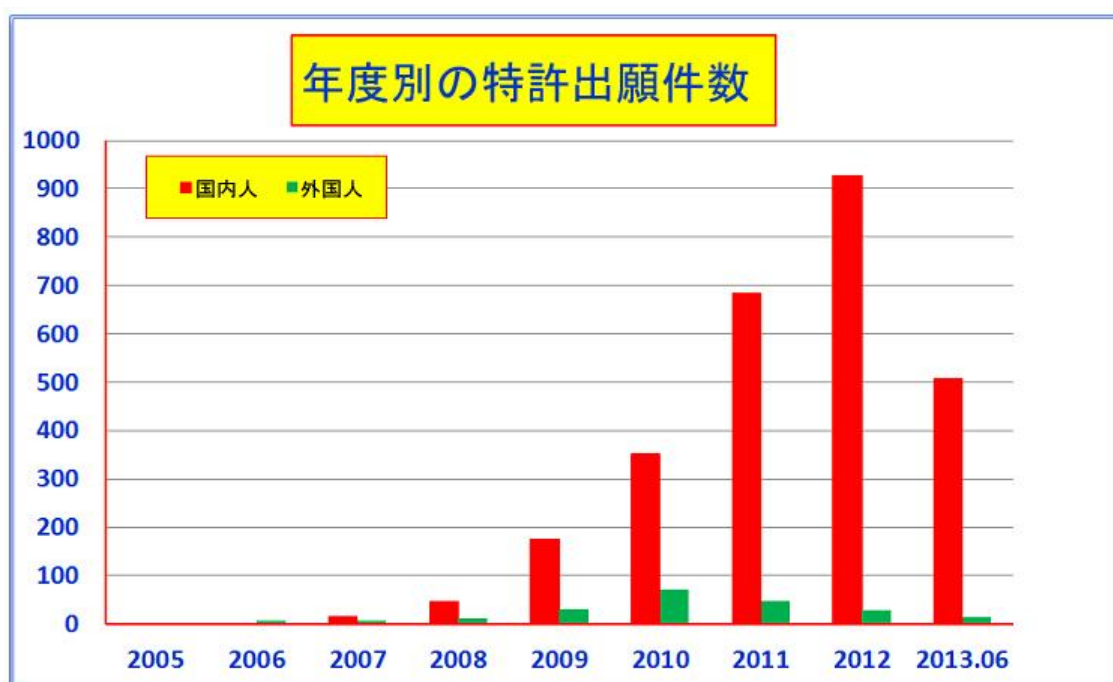
主な技術分野別では、ナノ素子分野が全体の 57%を占め、ナノ素材が 38%、ナノ基盤工程とナノバイオ・医療分野は、比較的到低い水準の 3%と 2%と、この分野の研究開発はまだ不十分であることが分かった。

細部応用技術では、ディスプレイ、メモリー、半導体などの光・電子素材分野が 1095 件と、特許集中度が最も高く、ナノ粉末素材が 697 件、2 次電池が 170 件で、ナノ素材開発と 2 次電池の研究が積極的に行われている。

特許の集中度が高いナノ素子分野は、海外の競合会社に対抗できる比較優位分野として、結果的にグラフェン商用化の可能性が高く、市場の波及効果も大きい分野として、オリジナル特許確保の可能性も高いといえる。

化学生命工学審査局のホン・ジョンピョ局長は、「韓国がナノ素子分野の大国として位置づけられつつある現在、グラフェン応用化技術及び生産プロセスのオリジナル特許の確保と、それに基づいた早期実用化の実現を通じて、グローバル市場の先取り戦略に拍車をかけるべき時期だ」と力を込めた。

<グラフェン分野の年度別の特許出願件数>



(単位：件、カッコ：%)

年度	' 05	' 06	' 07	' 08	' 09	' 10	' 11	' 12	' 13.06.	合計
国内人	0 (0)	0 (0)	16 (70)	45 (80)	174 (85)	352 (83)	683 (93)	927 (72)	507 (97)	2,704 (93)
外国人	3 (100)	7 (100)	7 (30)	11 (20)	30 (15)	71 (17)	48 (7)	27 (28)	13 (3)	217 (7)
合計	3	7	23	56	204	423	731	954	520	2,921

< グラフェン分野の多出願企業の現状 >

順番	企業名	出願件数
1	サムスン電子	224
2	サムスンの系列会社(SDI, テックウィン、電機、第一毛織)	225
3	LG 系列会社	180
4	ソングンクァン大学	147
5	韓国が額技術院	129
6	ソウル大学産学協力団	78
7	韓国科学技術研究院	76
8	韓国電子通信研究院	62
9	電子部品研究院	47
10	日本の SEL	11

5-6 特許はアメリカに、商標は中国へ

韓国特許庁(2013. 9. 12)

韓国は、特許出願はアメリカに、商標の出願は中国に集中していることが分かった。

世界知的所有権機関(WIPO)が発表した 2011 年世界出願統計を韓国特許庁が分析した結果、韓国から外国に出願された全体の海外特許出願(49617 件)のうち、半分以上がアメリカに出願\*(27289 権)された。特に、最大出願対象国 1 位から 4 位までを IP5\*\*が占め、そのシェア率も 91.4%に達し、IP5 の特許協力の重要性を示す統計だと分析される。

\*1 位：アメリカ(55.0%)、2 位：中国(16.4%)、3 位：日本(10.1%)、4 位：ヨーロッパ

## 特許庁(9.9%)

\*\*韓国、アメリカ、日本、中国、ヨーロッパ特許庁で構成された先進 5 庁の協力枠組み

商標の場合には、中国が最大出願対象国\*と調査された。2011 年の 1 年間、韓国人が中国に出願した商標件数は 6598 件と、海外商標出願の全体件数 18279 の 36.1%を占めた。商標の海外出願の場合、ASEAN が中国に続き最大出願圏域として調査されたのは、海外特許出願の動向と区別される大きな特徴だ。

\*1 位：中国(36.1%)、2 位：ASEAN(11.6%)、3 位：アメリカ(8.0%)、4 位：日本(7.6%)

また、韓国の輸出割合が高い国であるほど、その国に商標出願を行っていることと分析された。韓国人の出願が多い 20 大の商標多出願国に対する韓国人の商標出願件数と輸出額の相関関係を分析した結果、相関係数が 0.96 であることと調査されたが、これは、輸出品の保護のためには、現地で関連商標の出願が伴われるべきだということを実証的に再確認した結果だといえる。

一方、国内出願が海外出願に転換される割合は、主要国に比べて若干落ちている。

2011 年の 1 年間、韓国人が韓国特許庁に出願した内国人の特許出願件数と、同じ期間中、韓国人が外国の特許庁に出願した国際出願件数を比較した結果、その割合は 0.36 になっているが、これは、同期間のドイツ 1.35、アメリカ 0.76、日本 0.65 とは、格差がある結果だ。

商標の場合にも、国際出願の転換率が 0.16 となり、ドイツの 1.02、日本の 0.66、アメリカの 0.65 とは相当の差があるが、これは、今後、技術と製品の開発段階から韓国企業が海外市場を念頭に置いた積極的な知的財産管理戦略が必要であることを示唆している。

韓国特許庁は、今回の分析に基づいて輸出型中小企業などを対象に、国際出願の重要性への認識を高める活動を強化していく一方、IP5、ASEAN など、主な出願対象国と国際協力を強化して韓国の知財権が外国で便利に登録され、登録された権利は、安定的に保護されるよう取り組んでいく計画だ。

### <韓国人の特許出願が多い上位 20 国>

順位	国家			合計
		PCT 出願	直接出願	
1	アメリカ	4,304	22,985	27,289
2	中国	2,850	5,279	8,129
3	日本	1,972	3,035	5,007

4	ヨーロッパ特許庁	2,082	2,807	4,889
5	ドイツ	73	926	999
6	インド	621	116	737
7	豪州	290	49	339
8	カナダ	313	25	338
9	ロシア	266	52	318
10	ブラジル	251	34	285
11	マレーシア	151	33	184
12	メキシコ	162	21	183
13	ベトナム	115	54	169
14	イギリス	43	100	143
15	シンガポール	71	34	105
16	香港	0	86	86
17	タイ	34	21	55
18	南アフリカ共和国	37	8	45
19	イスラエル	32	3	35
20	ニュージーランド	31	1	32

< 韓国人の商標出願が多い上位 20 国 >

順位	国家	マドリード出願	直接出願	合計
1	中国	280	6,318	6,598
2	アメリカ	298	1,168	1,466
3	日本	277	1,104	1,381
4	欧州特許庁	185	540	725
5	ベトナム	121	517	638
6	タイ	0	529	529
7	マレーシア	0	510	510
8	香港	0	479	479
9	メキシコ	0	470	470

10	ロシア	130	335	465
11	シンガポール	134	301	435
12	豪州	115	244	359
13	カナダ	0	326	326
14	インド	0	247	247
15	トルコ	86	140	226
16	南アフリカ 共和国	0	197	197
17	コロンビア	0	155	155
18	フランス	61	77	138
19	ドイツ	62	59	121
20	イギリス	56	61	117

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム